ハワイ州憲法に対する憲法 改正案の通知

2015 年および 2016 年第 28 回通常州議会にて、憲法改正案を含む二つ（2）の法案がハワイ州憲法第 17 条第 3 節に準じて議決された。

S.B. No. 143, S.D. 1, H.D. 1
コモンローに基づいて民事裁判の陪審裁判の論争閾値を$5,000 から$10,000 に引き上げに関するハワイ州憲法への改正案。

ハワイ州議会によって制定：

第 1 節。本決議の目的はハワイ州憲法第 1 条第 13 節に対する改正であり、コモンローに基づいて民事裁判の陪審裁判の論争閾値を$5,000 から$10,000 に引き上げる。

第 2 節。ハワイ州憲法第 1 条第 13 節を次のように改正する。

「**陪審裁判—民事裁判**

第 13 節。 コモンローに基づいて民事裁判の論争閾値は [~~$5,000~~] $10,000 以上で陪審裁判を受ける権利を維持する。議会は陪審員の 4 分の 3 以上による判決を許可する。」

第 3 節。投票用紙に記載の質問は次の通りである。

「コモンローに基づいて民事裁判の陪審裁判の論争閾値を$5,000 から$10,000 に引き上げすべきか。」

第 4 節。廃止する憲法内容は括弧と線で表示されている。新しい憲法内容は下線で表示されている。

第 5 節。本改正はハワイ州憲法第 17 条第 3 節に準じて効力を生じる。

S.B. No. 2554
ハワイ州憲法第 7 条第 6 節に対する改正であり、超過額の処理に関する改正案。

ハワイ州議会によって制定：

第 1 節。本決議の目的はハワイ州憲法第 7 条第 6 節に対する改正であり、超過一般資金の処理は州の納税者へ返還又はリザーブファンドに預ける基準を改正することである。

この改正案は今の超過一般資金の処理に加えて次の前払い案を提案する：

(1) 一般財源債 の債務元利未払金又は、
(2) 年金あるいは他の退職後給付の負債。

この代替案は、議会が納税者のために、一般資金の充当を長期の節減をもたらすことを可能にする。長期の負債又は積立不足額の前払いはすぐに資金の余りに充当されるよりも、将来の世代への安定したコストを減らすためにする。コストを減らすことにより、近い将来の収益支出決定の柔軟性ができる。議会はこの代替案は公益のために宣伝し将来の議会のためにも使われる。

議会ではこの代替案を自動で施行されることを意図していない。議会の目的はこの代替案の前払い提案は法規条項が成立した後のみ、本改正が実行される。

第 2 節。ハワイ州憲法第 7 条第 6 節を次のように改正する。

「**第 6 節**。州一般資金残高は会計年度末の二年連続収入は 5%以上である場合、議会は次の通常州議会で次の要求事項の一つを[実行~~される~~]法律に従って：

(1) 納税者に税額控除又は税金還付を戻す；
(2) 緊急、経済の悪化、不慮の予測できなかった収入減の場合、仮追補の資金源のため、リザーブファンドを一つ以上に預ける；
(3) 次の要求事項に前払いを充当する：
  (A) 州が発行された一般財源債 の債務元利未払金；
  (B) 州の公務員のための年金あるいは他の退職後給付の負債。

このパラグラフでの”前払い” とはボンドコバナントあるいは法律により決められた最低の会計年度の支払いを超えた額という意味である。」

第 3 節。投票用紙に記載の質問は次の通りである。

「議会は州一般資金残高は会計年度末の二年連続収入は 5%以上である場合、今の要求事項に加えて、次の前払いも認めるか：

(1) 州が発行された一般財源債 の債務元利未払金；
(2) 州の公務員のための年金あるいは他の退職後給付の負債。」

第 4 節。廃止する憲法内容は括弧と線で表示されている。新しい憲法内容は下線で表示されている。

第 5 節。本改正はハワイ州憲法第 17 条第 3 節に準じて効力を生じる。

BRIAN L. TAKESHITA
下院クラーク

CAROL TANIGUCHI
上院クラーク